

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年3月31日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第11号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第16条中 「新普通科系高校開設準備室」を「開建高校開設準備室」に、
新美工開設準備室」を「美術工芸高校開設準備室」

「発達障害支援室」を「発達障害支援室」に改める。
生徒指導課」を「北総合支援学校分校開設準備室」に改める。
生徒指導課」

第17条指導部の款新普通科系高校開設準備室の項を次のように改める。

開建高校開設準備室

(1) 開建高校の開設準備に関する事。

第17条指導部の款新美工開設準備室の項中「新美工開設準備室」を「美術工芸高校開設準備室」に改め、同款総合育成支援課の項の次に次の1項を加える。

北総合支援学校分校開設準備室

(1) 北総合支援学校分校の開設準備に関する事。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)